

火災にあわれた方へお知らせ

火災にあわれた方には、心からお見舞い申し上げます。

羽島市では火災によって被害にあわれた場合には、次のような支援制度がありますのでお知らせします。

制度の詳細やご利用については、お早めに各窓口にご相談ください。

※ 受付時間

市役所開庁日、午前8時45分から午後4時45分まで。事前に連絡されますと手続きがスムーズです。

【目次】

チェック	内 容	担当課（係）
☐ 1	り災証明書の交付について	羽島市消防本部 予防課
☐ 2	災害見舞金の交付について	健幸福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係
☐ 3	上下水道料金の減免について	上下水道部 経営課 料金係
☐ 4	下水道受益者負担金の猶予について	上下水道部 経営課 料金係
☐ 5	市県民税の減免について	市民部 税務課 市民税係
☐ 6	市県民税（所得税）の雑損控除について	市民部 税務課 市民税係
☐ 7	固定資産税・都市計画税の減免について	市民部 税務課 資産税係
☐ 8	被災住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の特例適用について	市民部 税務課 資産税係
☐ 9	国民健康保険税の減免について	市民部 保険年金課 国民健康保険税係
☐ 10	国民健康保険診療一部負担金の減免について	市民部 保険年金課 国保年金係
☐ 11	後期高齢者医療保険料の減免について	市民部 保険年金課 後期高齢・福祉医療係
☐ 12	介護保険料の減免について	健幸福祉部 高齢福祉課 介護業務係
☐ 13	土地区画整理事業における清算金の延滞金の減免について	建設部 都市計画課 区画整理係
☐ 14	市営住宅の家賃減免について	建設部 都市計画課 建築係
☐ 15	ごみ（一般廃棄物）処理手数料の減免について	生活環境部 環境事業課 事業係

1. り災証明書の交付について

受付窓口

羽島市消防本部 予防課 羽島市竹鼻町丸の内9-26

電話 058-392-4579

制度概要

火災で被害を受けた事実を証明するものになります。被災者支援制度の適用を受けたり、損害保険の請求などを行ったりする際に必要となります。(即日交付可能)

申請対象者

火災により、り災した物件の占有者、管理者、所有者及びその親族。

提出書類

り災証明願(第17号様式) ※代理人による申請の場合は委任状(第18号様式)が必要です。

持ち物

身分の証明ができるもの(免許証等)

手数料

無料

り災証明の範囲

証明できる内容は、火災によって、り災(水損、汚損及び損壊を含む)した不動産または動産です。り災証明は、火災のあったことの事実証明であり、被災程度や火災原因を証明するものではありません。

2. 災害見舞金の交付について

受付窓口

健幸福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係 市役所 1階36・37番窓口

電話 058-392-1111 内線 2552

制度概要

火災等の災害により居住する住家に被害を受けた方は災害見舞金を受け取れる場合があります。

また、火災により亡くなられた方がいる場合には、日本赤十字社から弔慰金を受け取れます。

(1) 住居の全焼 20,000円

(2) 住居の半焼 10,000円

3. 上下水道料金の減免について

受付窓口

上下水道部 経営課 料金係 市役所 2階64～66番窓口

電話 058-392-1111 内線 2163

制度概要

震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害によって、家屋が半焼若しくは半壊以上の被害を受けた場合、又は床上浸水の被害を受けた場合は、申請によって、災害の起きた日の属する使用期間に限り、料金の全額が免除されます。(漏水の

有無を問いません。

提出書類

上下水道料金等減免申請書、り災証明書（写し可）

4. 下水道受益者負担金の猶予について

受付窓口

上下水道部 経営課 料金係 市役所 2階 64～66番窓口

電 話 058-392-1111 内線 2163

制度概要

受益者について、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金等を納付することが困難であり、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるときに、徴収猶予することができます。

提出書類

下水道事業受益者負担金等徴収猶予申請書、り災証明書（写し可）

5. 市県民税の減免について

受付窓口

市民部 税務課 市民税係 市役所1階 42番窓口

電 話 058-392-1111 内線 2237・2238

制度概要

損害の程度と所得金額によって、市県民税の減免を受けることができます。

住宅又は家財に被害を受け、損害の金額（保険金、損害賠償金その他これに類するものにより補填される部分の金額を除く。）が、所有する住宅又は家財の価格の10分の3以上で、前年の合計所得金額が1,000万円以下である方が減免を受けられます。

また、減免対象となるのは、災害の発生した日以降の納期に係る納付額です。

※納付済の税額については減免できません。

提出書類

市県民税 減免申請書（災害用）、り災証明書（写し可）

6. 市県民税（所得税）の雑損控除について

受付窓口

市県民税雑損控除を申告される方（所得税で雑損控除を選択された方は申告の必要はありません。）

市民部 税務課 市民税係 市役所 1階 42番窓口

電 話 058-392-1111 内線 2237・2238

所得税の制度を利用される方

岐阜南税務署 電話 058-271-7111

制度概要

災害によって資産について損害を受けた場合には、市県民税及び所得税には、救済の方法として、「雑損控除」があります。

※ 所得税には「災害減免法による所得税の軽減免除」もあり、納税者の選択によりい

いずれか有利な方法を選択できます。

提出書類

①雑損控除

- ・市県民税申告書（確定申告書）に雑損控除に関する事項を記載して提出。
- ・市県民税申告書（確定申告書）に災害関連支出の金額の領収を証する書類を添付、または提示。

② 災害減免法による軽減免除

- ・確定申告書に災害減免法の適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額を記載して提出。

※ 所得税に関することは岐阜南税務署にてご確認ください。

7. 固定資産税・都市計画税の減免について

受付窓口

市民部 税務課 資産税係 市役所 1 階 4 1 番窓口

電 話 0 5 8 - 3 9 2 - 1 1 1 1 内線 2 2 3 4 ・ 2 2 3 5

制度概要

火災により被害を受けた納税者の方には、家屋の被害が当該家屋の価格の 1 0 分の 2 を超える場合に、その損害に応じて固定資産税及び都市計画税の減免を受けることができます。減免対象となるのは、災害の発生した日以降の納期に係る納付額です。

※ 納付済の税額については減免できません。

提出書類

固定資産税・都市計画税減免申請書（災害用）、り災証明書（写し可）

8. 被災住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の特例適用について

受付窓口

市民部 税務課 資産税係 市役所 1 階 4 1 番窓口

電 話 0 5 8 - 3 9 2 - 1 1 1 1 内線 2 2 3 4 ・ 2 2 3 5

制度概要

住宅用地の特例を受けていた土地が震災等の影響により家屋が滅失・損壊し、やむを得ない事情により住宅用地として使用できない場合に、固定資産税・都市計画税について、引き続き住宅用地の特例の適用を受けられることがあります。

提出書類

被災住宅用地申告書、り災証明書（写し可）

9. 国民健康保険税の減免について

受付窓口

市民部 保険年金課 国民健康保険税係 市役所 1 階 2 0 番窓口

電 話 0 5 8 - 3 9 2 - 1 1 1 1 内線 2 2 6 5

制度概要

火災により被害を受けた納税者の方は、羽島市国民健康保険税減免取扱規則の規定により、国民健康保険税の減免を受けることができます。

《減免割合》火災が発生した日以後に納期が到来する保険税を以下の割合で減免す

る。

①全焼：全額

②半焼：75%以内

提出書類

国民健康保険税減免申請書（災害用）、り災証明書（写し可）

10. 国民健康保険診療一部負担金の減免について

受付窓口

市民部 保険年金課 国保年金係 市役所1階20番窓口

電話 58-392-1111 内線 2262

制度概要

被災後に医療機関を受診する際に窓口で支払う一部負担金について、減免や徴収猶予を受けられる場合があります。救急搬送など、やむを得ない事情がある場合を除き、医療機関を受診する前に申請する必要があります。

減免は実収入や預貯金等に応じて、「10割免除」、「8割減額」、「5割減額」ことができます。徴収猶予は、一時的に羽島市が立て替えるもので、最長6ヶ月まで猶予することができます。

提出書類

減免・徴収猶予申請書（市役所にあります）、り災証明書（写し可）、同世帯で国民健康保険に加入している全員分の直近3ヶ月の収入を証明するもの。（給与明細など）、同じく全員分の預貯金通帳（最新で記帳してあるもの）

※その他にも状況により必要となる書類の提出を求める場合がございます。

11. 後期高齢者医療保険料の減免について

受付窓口

市民部 保険年金課 後期高齢福祉医療係 市役所1階20番窓口

電話 058-392-1111 内線 2267

後期高齢者医療広域連合 電話 058-387-6368

制度概要

被災後に後期高齢者医療保険料の減免が受けられる場合があります。

提出書類

後期高齢者医療保険料減免申請書、り災証明書（写し可）

12. 介護保険料の減免について

受付窓口

健幸福祉部 高齢福祉課 介護業務係 市役所1階 36・37番窓口

電話 058-392-1111 内線 2554

制度概要

火災等の災害により被害を受けた納付義務者の方には、羽島市介護保険条例の規定により、介護保険料の減免を受けられる場合があります。なお、減免を受ける場合には申請が必要となります。

提出書類

介護保険料減免申請書、り災証明書（写し可）

13. 土地区画整理事業における清算金の延滞金の減免について

受付窓口

建設部 都市計画課 区画整理係 市役所2階 56・57番窓口

電話 058-392-1111 内線 2143

制度概要

土地区画整理事業による清算金の納付者の方で災害等により著しく損失を受けたとき、清算金の延滞金の減免を受けられる場合があります。

提出書類

延滞金減免申出書

14. 市営住宅の一時使用について

受付窓口

建設部 都市計画課 旧庁舎解体整備室 整備係 市役所2階 56・57番窓口

電話 058-392-1111 内線 2135

制度概要

自ら居住していた住宅が火災等により被害を受け、当該住宅に居住することが困難となった方は、市営住宅を一時的に使用できる場合があります。

※ 市営住宅に空きがない場合は使用できません。

提出書類

市営住宅一時使用許可申請書、り災証明書、誓約書、住民票

15. ごみ（一般廃棄物）処理手数料の減免について

受付窓口

生活環境部 環境事業課 事業係 市役所2階 72番窓口

電話 058-392-1111 内線 2192

制度概要

災害によって発生した廃棄物にかかる処理手数料は減免を受けられる場合があります。

提出書類

一般廃棄物処理手数料減免申請書、り災証明書（写し可）